

建築物石綿含有 建材調査者講習 開催のご案内

建築物石綿含有建材調査者講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、人体に悪影響を与える石綿（アスベスト）を使用した建材の建築物への使用の有無について精度の高い調査を行える人材を養成する講習です。

本講習を受講し、修了試験に合格した方には、修了証明書を交付し、調査者として資格が付与されます。

2023年10月1日以降、建築物の解体・リフォームを行う際には
**法令により建築物石綿含有建材調査者による
石綿事前調査が必須**になります。

一般建築物石綿含有建材調査者講習

修了者は一戸建ての住宅、ビル、工場などを含む、あらゆる建築物の事前調査を行うことができます。

講習期間 2日間（各日9:00-18:00）
法定講習11時間＋修了試験含む

受講資格 裏面参照

開催都市 東京・名古屋・大阪 等 主要都市圏にて開催予定

受講料金 55,000円（税・テキスト代金込）

一戸建て等石綿含有建材調査者講習

修了者は一戸建ての住宅及び共同住宅の専有部分に限り事前調査を行うことができます。
※店舗兼住居、共同住宅の共有部（廊下・ベランダ等）、ビル、工場等の事前調査を行うことはできません。

講習期間 1日間（9:00-19:00）
法定講習7時間＋修了試験含む

受講資格 裏面参照

開催都市 主要都市圏

受講料金 38,500円（税・テキスト代金込）

最新の開催スケジュール・お申し込みは
特設webサイトから!!

CERSI 石綿

検索

<https://kigkt.cersi.jp/>



団体でのご受講の場合、ご希望の日時・会場での出張開催もご相談いただけます。ご希望の場合は事務局までご連絡ください。

● 受講資格

受講資格区分		学 歴 等	実務経験
1	大卒(建築) + 実務2年(建築)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数:2年以上
2	短大卒(建築3年) + 実務3年(建築)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	卒業後の建築に関する実務経験年数:3年以上
3	短大卒(建築)又は高専卒(建築) + 実務4年(建築)	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数:4年以上
4	高卒等(建築) + 実務7年(建築)	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数:7年以上
5	学歴不問 + 実務11年(建築)	「1〜4」に該当しない者(学歴不問)	建築に関する実務経験年数:11年以上
6	建築行政又は環境(石綿)行政実務2年	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関わる者	実務経験年数:2年以上
7	特化作業主任者 + 実務5年(石綿調査)	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(※1)	石綿含有建材の調査に関する実務経験年数:5年以上
8	石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習を修了した者(実務経験年数不問)(※2)	
9	各種専門官	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者(※3)	
10	労働基準監督官2年	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数:2年以上

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号
 ※2 労働安全衛生法別表第十八第二十三号
 ※3 労働安全衛生法第九十三条第一項
 ※ 実務経験のうち「建築に関して」の経験には、建築物の解体工事または改修工事の実務に関する経験が含まれる必要があります。
 (「基発 1020 第 4 号 令和 2 年 10 月 20 日 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について」より)
 ※ 海外の大学で建築学課程を卒業した方など1〜10に該当しない方は事務局までお問い合わせください。

● 講師募集

当機構の建築物石綿含有建材調査者講習に講師としてご登壇いただける方を募集します。

条 件	待 遇
◆ 特定又は一般建築物石綿含有建材調査者講習の修了者である方 ◆ 東京/名古屋/大阪のいずれかの会場で月2日間程度、講義に登壇可能な方 ◆ 事前面談及び事前研修にご参加いただける方	◆ 講師料は当機構規程による ◆ 別途交通宿泊費支給

▷▷▷ 興味のある方は、事務局までご連絡ください。

● CERSIについて

一般社団法人企業環境リスク解決機構 (CERSI) は環境人材の育成を通じて企業の環境リスク対策に貢献しています。

- 事業概要

 - ◆ 産業廃棄物担当者の統一知識検定「産業廃棄物適正管理能力検定」の開催(環境省登録事業)
 - ◆ 環境・廃棄物分野でのセミナー開催や社内研修への講師派遣
 - ◆ 環境・廃棄物分野での書籍執筆、e-ラーニングコンテンツの制作
- 出版物

 - ◆ 「産業廃棄物適正管理能力検定公式テキスト 第4版」(第一法規)
 - ◆ 「産業廃棄物適正管理能力検定公式問題集」(企業環境リスク解決機構)

